

第1回 松田町自治基本条例(仮称)審議会レビュー

〈委員に関すること〉

- 本会の会長は日詰氏・副会長には菅谷氏が選出された。
- 女性委員を追加することとされたこと
(→次回審議会までに事務局にて人選すること)。

〈条例内容に関すること〉

- 条例に盛り込むべき内容(骨子)を検討する場とする。
- 最新の自治基本条例とすること(18歳投票権等を踏まえ)。
- 松田町なりの役割分担等の内容を定めた条例とすること。
- 親しみやすい表現の条文(口語調の検討)とすること。

〈審議会に関すること〉

- 会議は原則公開とし、傍聴等の希望がある場合は、可とする。
- 審議会は、最低限盛り込むべき内容、理念(方針)等を定め、それに沿った形で、答申を出すこと。
- 第2回会議は、基本的な策定の方針・理念を検討する場とすること。

〈その他〉

- 本条例により、更に町民参加型で活性化できるようになること。
- もっと町民の方々と条例を一緒に作っていくこと。
(みんなでつくろうということをメインに策定を進めること)
- 行政と住民との信頼関係に立った条例とすること。
- 町民1人1人に分かり易く、条例の中身を細分化したものとするもの。
- 町民の皆さんが理解できるようなものでなければならないこと。
- 次回会議の際、委員より資料提供のあった「北海道ニセコ町」の事例についての所感を各委員より述べて頂くこと。
- 町側が本気になって策定に向け作業を進めていることをアピールすること(仕掛けづくりも含む)
- 制定の段階から、町民に周知し、参加の中で、主体的な意見が言える場を提供すること
(最初の段階から、町民の参加を募ること)
- 自治基本条例が作り始められていることを知ってもらうと同時に、自分たちがどう関わっていくかを実体験できる機会(条例の担い手の育成の観点から)を創出することを事務局は検討すること。

- 制定までは、一定(必要な)の時間をかけること。
- 議論を促すため、場合によっては、委員各位に次回会議まで検討すべき事項(宿題)等を課すこと。
- 次代の子供達に繋げることにも検討すること。
- 学校の課外事業で条例の内容等を周知するような機会創出を検討すること。